

専利権取得

法律基礎	2
言語	3
専利の種類	3
専利の存続期間	3
発明、実用新案及び意匠の定義	3
専利権付与できないテーマ	3
生物材料の寄託	4
コンピュータプログラムに係わる発明の専利性	4
遺伝資源に依存して完成された発明創造	5
新規性	5
進歩性	5
外国優先権と国内優先権	6
国際出願の中国段階移行	6
先願原則	7
出願書類	7
専利請求範囲の書式	7
出願の公開	8
実体審査	8
単一性の要求	8
分割出願の提出	9
多項従属クレーム	9
出願の補正	9
拒絶査定及び復審請求	9
無効宣告プログラム	10

専利権の保護範囲	10
外国への出願の秘密保持審査	11
先使用者の権利	11
年金	11
代理人の委任	11
譲渡と専利ライセンスの記録	11
専利表示	12

法律基礎

「中華人民共和国専利法」は1984年3月12日に公布され、1985年4月1日をもって施行された。1992年9月4日に第一次の改正を行われ、1993年1月1日より施行された。その後、2000年8月25日に第二次の改正を行われ、2001年7月1日より施行された。第三次の改正は、2008年12月27日に行われ、2009年10月1日より施行された。2020年10月17日付けで、中国の第13期全国人民代表大会常務委員会第22回会議で「中華人民共和国専利法」の改正に関する決定が可決され、改正後の専利法は2021年6月1日から施行されることになった。

中国は、1980年6月3日に世界知的所有権機関（WIPO）の加盟国になり；1985年3月19日に「工業所有権の保護に関するパリ条約（ストックホルム協定）」に加盟；1994年1月1日に「専利協力条約（PCT）」に加盟；1995年7月1日をもって、「専利手続上の微生物の寄託の国際承認に関するブダペスト条約」に加盟；1996年9月19日に「工業意匠の国際分類を設定するロカルノ協定」に加盟；1997年6月19日に「国際専利分類に関するストラスブール協定」に加盟；1999年4月23日に「植物の新品種の保護に関する国

際条約」に加盟；2001年12月11日に、中国はWTO協議を同意し、WTOの加盟国になった。「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」は、中国で発効された。

言語

すべての出願書類、及び国家知識産権局や専利復審委員会との文書は、中国語でなければならない。

専利の種類

発明専利、実用新案専利及び意匠専利の3種類を含む。

専利の存続期間

発明専利権の存続期間は、出願日から20年である。

実用専利専利権の存続期間は、出願日から10年である。

意匠専利権の存続期間は、出願日から15年である。

発明、実用新案及び意匠の定義

発明とは、製品、方法又はその改善に対して行われる新たな技術方案を指す。

実用新案とは、製品の形状、構造又はその組合せに対して行われ、実用に適した新たな技術方案を指す。

意匠とは、製品の全体又は一部の形状、模様又はその組合わせ並びに色彩と形状、模様の組合せに対して行われる、優れた美観に富み、かつ工業上の応用に適した新たなデザインを指す。

専利権付与できないテーマ

以下のテーマは専利権を付与できない。

- (一) 科学上の発見
- (二) 知的活動の規則及び方法
- (三) 疾病の診断及び治療方法
- (四) 動物と植物の品種
- (五) 原子核変換方法及び原子核の変換方法で得られた物質
- (六) 平面印刷物の模様、色彩又は両者の組み合わせによって作成され、主に表示を機能とするデザイン

但し、動物と植物品種の生産方法に関しては、専利権を付与できる。

生物材料の寄託

出願する発明が新しい生物材料に関わり、当該生物材料が公衆に入手できないものであり、且つ当該生物材料に対する説明は当該分野の技術者にその発明を実施させるには充分でない場合は、出願人は出願日まで又は遅くとも出願日（優先権がある場合には、優先権日を指す）に、当該生物材料のサンプルを国家知識産権局に認可された寄託機関に寄託し、かつ出願日又は出願日より起算して4ヶ月以内に寄託機関が発行する寄託証明書と生存証明書を提出しなければならない。

コンピュータプログラムに係わる発明の専利性

コンピュータプログラムコードそのものは、専利性がなく、著作権法によって保護することができる。但し、コンピュータプログラムに係わる発明が、技術課題を解決するために、技術手段を利用し、技術効果を得ることができれば、専利法によって保護することができる。コンピュータプログラムに係わる発明の保護できるテーマは、方法、装置及びコンピュータ読取り可能な記録媒体で

よい。

遺伝資源に依存して完成された発明創造

法律や行政法規の規定に違反して遺伝資源を獲得又は利用し、かつ当該遺伝資源に依存して完成された発明創造は、専利権を付与できない。遺伝資源に依存して完成された発明創造について、出願人は国家知識産権局に当該遺伝資源の直接的由来と原始的由来を説明しなければならない。原始的由来を説明できない場合、出願人はその理由を陳述しなければならない。

新規性

一件の発明又は実用新案出願が、出願日以前に国内外において公然知られた技術に属さないし、いかなる単位又は個人も同様の発明又は実用新案について、出願日以前に国務院専利行政部門に出願しておらず、かつ出願日以降に公開された専利出願文書又は公告の専利文書において記載されなければ、当該発明または実用新案出願は、新規性を有する。

一件の意匠出願が出願日以前に国内外において公然知られた設計に属さないし、いかなる単位又は個人も同様の意匠について、出願日以前に国務院専利行政部門に出願しておらず、かつ出願日以降に公告の専利文書において記載されなければ、当該意匠出願は、新規性を有する。

進歩性

一件の発明出願が出願日以前に国内外において公然知られた技術と比べて、突出した実質的特徴及び顕著な進歩があれば、進歩性を有する。

一件の実用新案出願が出願日以前に国内外において公然知られた技術と比べて、実質的特徴及び進歩があれば、進歩性を有する。

一件の意匠出願が出願日以前に国内外において公然知られたデザイン又はデザインの特徴の組み合わせと比べて目立つ区別があれば、進歩性を有する。

外国優先権と国内優先権

出願人が発明又は実用新案を外国で初めて出願した日から12カ月以内に、又は意匠を外国で初めて出願した日から6カ月以内に、中国で再び同一の主題について出願する場合、当該外国と中国が締結した協定又は共に締結した国際条約に基づき、若しくは相互に優先権を認めることを原則とし、(外国)優先権を主張できる。

出願人が発明又は実用新案を中国で初めて出願した日から12カ月以内に、又は意匠を外国で初めて出願した日から6カ月以内に、中国で再び同一の主題について出願する場合、(国内)優先権を主張できる。但し、以下に挙げられる状況の1つに該当する場合、国内優先権を主張する基礎にはならない。

- 1) 既に外国優先権、又は国内優先権を主張している場合。
- 2) 既に専利権が付与された場合;
- 3) 規定に従って提出された分割出願に該当する場合。

発明又は実用新案専利出願について、国内優先権を主張する出願が提出されると、国内優先権の基礎となる中国出願は取り下げとみなされる。

国際出願の中国段階移行

国際出願の出願人は、優先日から30ヶ月以内に中国国内段階への移行手続きを行わなければならない。なお、当該期限までに移行手続きを行わなかった場合、期間延長料を納付して、優先日から32ヶ月以内に中国へ移行することも可能である。

先願原則

中国専利法は、先願原則を採用する。二人以上の出願人が同一の発明創造についてそれぞれが出願した場合、専利権は最先の出願人に付与する。

出願書類

発明出願及び実用新案出願の場合、下記の書類を提出しなければならない。

- 出願人が署名済みの委任状（公証や認証は不要）；
- 明細書、専利請求の範囲、要約書；
- 図面（図面がある場合）；
- 優先権証明書（優先権を主張する場合）；
- 優先権譲渡証明書（中国出願の出願人は優先権の出願に記載された出願人と不一致である場合）

意匠出願の場合、下記の書類を提出しなければならない。

- 出願人が署名済みの委任状（公証や認証は不要）；
- 意匠の図面または写真；
- 意匠の簡単な説明；
- 優先権証明書（優先権を主張する場合）；
- 優先権譲渡証明書（中国出願の出願人は優先の出願権に記載された出願人と不一致である場合）

専利請求範囲の書式

ヨーロッパ式の専利請求範囲の書式を勧める。即ち、一項の独立クレームは前

提部分と特徴部分を備える。前提部分には、保護を請求する発明又は実用新案技術案のテーマの名称、及び発明又は実用新案主題の最も近い既存技術と共有する必要な技術的特徴を明記する。特徴部分には、発明又は実用新案の最も近い既存技術と異なる技術的特徴を明記する。

出願の公開

発明出願は、方式審査を経て、出願日また優先権日より起算して18ヶ月間満了すると、公開される。

実体審査

発明出願は実体審査を行う必要がある。出願人は、出願日または優先権日から3年間以内に、実体審査を請求しなければならない。期限を過ぎて、実体審査を請求しない場合、当該出願は取り下げられたものと見なされる。

実用新案出願と意匠出願は、実体審査を行わず、方式審査に合格後、専利権を付与される。

単一性の要求

一件の発明又は実用新案出願は1つの発明又は実用新案に限るものとする。1つの総体的な発明思想に属する2つ以上の発明又は実用新案は1件の出願として提出できる。技術的に相互に関連し、一つ又は複数の同一又は相応する特定の技術的特徴を備えなければならない。特定の技術的特徴とは各発明又は実用新案が全体として既存技術に貢献した技術的特徴を指す。

一件の意匠出願は、一つの意匠に限るものとする。同一製品における二つ以上の類似意匠、あるいは同一種類でかつセットで販売又は使用される製品の二つ以上の意匠は、一件の出願として提出することができる。一件の意匠専利出願

における類似意匠は 10 項を超えてはならない。

分割出願の提出

一件の専利出願に二つ以上の発明、実用新案又は意匠が含まれる場合、出願人は専利権付与通知書を受領した日より起算して 2 ヶ月以内に(既に分割出願である場合は、その親出願の専利権付与通知書を受領した日より起算して 2 ヶ月以内に)、国家知識産権局に分割出願を提出できる。但し、専利出願は、既に 3 ヶ月以上拒絶査定され且つ復査請求が提出されておらず、又は、取り下げられた若しくは取り下げと見なされた場合、分割出願を提出できない。

多項従属クレーム

2 つ以上のクレームを引用する多項従属クレームは、択一的にその前のクレームを引用し、かつ他の多項従属クレームの基礎としてはならない。

出願の補正

出願書類に対する補正は、元の明細書及び専利請求の範囲に記載された範囲を超えてはならない。

発明専利出願人は、実体審査を請求する時及び発明専利出願が実体審査段階に入る旨の通知書を受領した日より起算して 3 ヶ月以内に、発明専利出願を自発的に補正することができる。

実用新案又は意匠専利の出願人は、出願日より 2 ヶ月以内に、実用新案又は意匠専利出願を自発的に補正することができる。

拒絶査定及び復審請求

国家知識産権局はある専利出願が許可されないと判断され、且つ出願人に最低 1 回の答弁の機会を既に与えた場合、当該出願は拒絶査定される。

国家知識産権局よりの拒絶査定に対して、出願人は専利復審委員会に復審を請求することができる。

専利出願人は専利復審委員会の復審決定に対して不服である場合、復審決定を受領した日から 3 ヶ月以内に法院に訴訟を提起することができる。

無効宣告プログラム

専利権が付与後、誰でも、専利復審委員会に対して当該専利権の無効審判を請求することができる。

専利復審委員会の専利権無効又は専利権維持の審決に対して不服である場合は、通知を受領した日から 3 ヶ月以内に人民法院に訴訟を提起することができる。

専利権の保護範囲

発明又は実用新案専利権の保護範囲はその請求項の内容を基準とし、明細書及び添付図面は専利請求の範囲に対する解釈に使用される。意匠専利権の保護範囲は図面又は写真に示された当該製品の意匠を基準とし、簡単な説明は図面又は写真が示す当該製品の意匠の解釈に使用される。

発明及び実用新案の専利権が付与された後、専利権者は、誰でも、専利権者の許可を受けずに、生産経営を目的として、その専利製品を製造、使用、販売の申出、販売、輸入したり、その専利方法を使用したり、当該専利方法により直接得られた製品を使用、販売の申出、販売、輸入したりすることを禁止する権利を有する。

意匠専利権が付与された後、専利権者は、誰でも、専利権者の許可を受けずに、生産経営を目的として、その意匠専利製品を製造、販売の申出、販売、輸入することをを禁止する権利を有する。

外国への出願の秘密保持審査

いかなる部門又は個人が国内で完成した発明又は実用新案について、外国への第1国出願を提出するか、それとも、国家知識産権局への第1国出願を提出し、その出願を基づいて、外国へ出願を提出するかを問わず、まず中国国家知識産権局からの秘密保持審査を受けなければならない。上記の規定に違反して外国で出願された同じ発明又は実用新案について、中国で専利保護されない。

先使用者の権利

専利出願日以前に同一の製品を製造した場合、又は同一の方法を使用するか、あるいは既に製造と使用の必要準備を終えており、かつ元の範囲内だけで引き続き製造、使用する場合は、専利権侵害とは見なさない。

年金

出願人は専利権付与通知書を受領した日より起算して2ヶ月以内に、専利権付与年の年金を納付しなければならない。その以降の年金は、前年度の期限満了前に納付しなければならない。

年金の納付は6ヶ月の猶予期間がある。

代理人の委任

中国大陸に常時居住地又は営業所のない外国人または外国企業は、法により設立された専利代理機構に、専利出願などの国家知識産権局と専利復審委員会の関連手続きの代理を委任しなければならない。

譲渡と専利ライセンスの記録

出願権又は専利権を譲渡する場合両方当事者が書面による譲渡契約を締結し、国家知識産権局に登録しなければならない。国家知識産権局に登録された後に、専利権又は専利出願権の譲渡は、発効される。

すべての専利ライセンス契約は発効日からの3ヶ月以内に国家知識産権局に登録しなければならない。

中国の会社又は個人が外国人、外国企業、あるいはその他外国組織に出願権又は専利権を譲渡する場合、関連の法律と行政法規の規定に基づき、手続きを行わなければならない。

専利表示

専利表示を必ず行う必要はないが、専利製品に専利出願番号または専利番号を表示することを勧める。